

「やまなし野菜」産地強化事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、「やまなし野菜」の生産力向上のため、野菜生産を行っている農業者が組織する部会等（以下「事業実施主体」という。）が実施する高品質・安定生産に向けた産地の取り組み（以下「補助対象事業」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付対象となる経費及びその補助率）

第2条 前条に規定する補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第5条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行う事業実施主体は、補助対象事業の実施に当り、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1）補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ない。

(4) 知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

第6条 補助対象事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 事業実施主体は、前項により事前着手した後に第4条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

(補助金の交付)

第7条 知事は、補助金を補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業実施主体の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

3 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、事業実施主体の申請に基づ

き、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産処分の制限）

- 第10条 事業実施主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した1件あたりの取得金額が50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産管理台帳（様式第9号）を整備するとともに、知事が補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第11条 事業実施主体は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

- 第12条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずることができる。

（書類の保管）

- 第13条 事業実施主体は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第10条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 作期拡大に向けた取組 2 温暖化に対応した取組 3 新品種の導入に向けた取組 4 栽培等マニュアル作成 5 その他知事が認める生産性向上に向けた取組	・需用費（種苗費、生産資材費、出荷資材費、印本費、1件当たり5万円未満の測定機器費、農機具費） ・報償費（講師謝金） ・旅費（講師旅費） ・役務費（通信運搬費） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（1件当たり5万円以上の測定機器費、農機具費）	補助対象経費の2分の1以内 上限250千円	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合